

一中学生の自転車マナーの向上を！誰もが安心して過ごせるまちに！

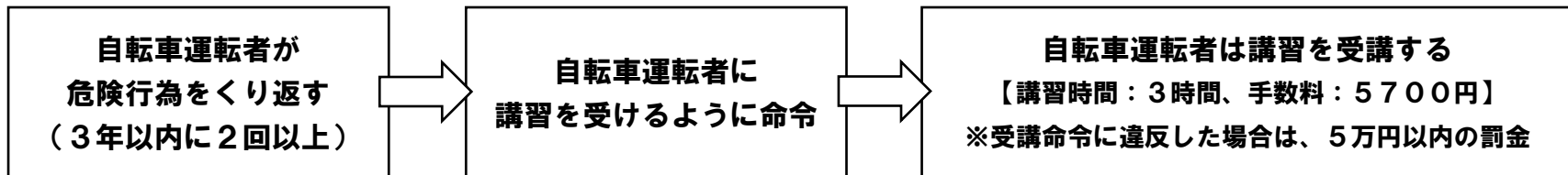
第一中学校は、豊中市内の中学校で唯一、自転車通学が認められています。自転車利用は、とても便利な反面、乗り方をいい加減にすれば、「生命（いのち）」に関わる危険な事故につながります。これまで一中学生の自転車マナーに対して、地域のみなさんからたいへん心配な声が寄せられてきましたが、みなさんの心がけで少しずつ良くなってきているように感じます。自転車通学の人もそうでない人も、地域のみなさんから安心してもらえる正しい自転車マナーを身につけてほしいです。ぜひ、保護者のみなさんも一緒に、ご家族で確認をお願いします。

自転車 ⇒ (免許はいりませんが) 道路交通法上『軽車両』とよばれ、自動車・バイクと同様に、運転者の責任が問われます。

自転車は「歩道」と「車道」の区別がある所では、“車道”を通行することが原則、“歩道”を通行することは例外とされています。

(ただし、13歳未満・70歳以上・体の不自由な方は除きます。)

2015年6月1日から道路交通法が改正され、危険な自転車運転への取り締まりが強化されました！



↓ 次の14項目(①~⑭)が取り締まりの対象になります！ 分かりやすく説明します！ ↓

① 信号無視 ⇒ 信号の指示を無視すること	② 遮断踏切立入り ⇒ 閉じようとしている又は閉じている踏切内へ立ち入ること
------------------------------	---

③ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転 ⇒ ブレーキがきかない又はこわれた自転車の運転	④ 酒酔い運転 ⇒ お酒を飲んでの運転
--	----------------------------

⑤ **歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)**
⇒ 歩道を通行するとき、徐行(すぐに停止できるスピード)しないこと
※歩道では、すぐに停止できるスピードで、歩行者の通行をさまたげる場合は一時停止しなければなりません。

⑥ **歩道通行時の通行方法違反**
⇒ 歩道で歩行者の通行をさまたげること
※歩道を通るときは、歩行者優先で車道側を通行すること。



⑦ **通行禁止違反** ⇒ 道路標識などで通行禁止されている場所を通ること



車両通行止め 進入禁止 歩行者専用道路 自動車専用道路
※ただし「軽車両は除く」という表示がある場合は通行しても良いです。

⑧ **指定場所一時不停止**
⇒ 一時停止の指定がある場所で止まらないこと



⑨ **交差点安全進行義務違反等**
⇒ 交差点を通行するとき安全確認をしないことなど

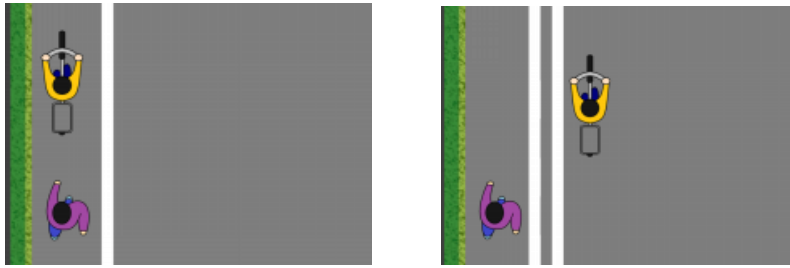
⑩ **通行区分違反** ⇒ 自転車が決められた所を通行しないこと



※自転車は道路の左はしによって通行しなければなりません。ただし、左側が危険な場合は右側を通ってもかまいません。

ろそくたいつうこうじ ほこうしゃ つうこうぼうがい
⑫路側帯通行時の歩行者の通行妨害

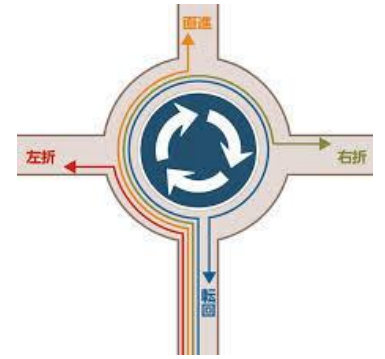
⇒歩道がない道で歩行者の通行をさまたげること



※路側帯（車道と区切った道路のはしの部分）の白線が1本の場合は、歩行者といっしょに自転車も通れますが、2本の場合は歩行者専用となるので自転車は通ってはいけません。

かんじょうこうさてんあんぜんしんこうぎ むいはん
⑬環状交差点安全進行義務違反等

⇒右回り通行が指定されている交差点で流れに逆らう等



※この標識がある所では、左回りをし
てはいけません。

あんぜんうんでんぎ むいはん
⑭安全運転義務違反等

⇒「安全運転しなければならない」という義務に違反すること。例えば、次のような内容があります。

- ◎傘をさしながら運転 ⇒ ・レインコート（カッパ）を着用しなければなりません。
・傘ホルダー（傘を固定するもの）も違反です。（幅 60 c m以内は良いという話もありますが、これはあくまで自転車の幅のことです。傘は「積載物（せきさいぶつ）」（＝荷物）のあつかいになるので固定式のものも違反です。）
- ◎携帯電話・スマホ・ゲーム機の操作、読書をしながらの運転 ⇒ ほんの少しの操作や行為でも違反になります。
- ◎イヤホン等により、外部の音が聞こえない状態での運転 ⇒ 都道府県によって異なります。片耳イヤホン・イヤホン自体も違反と条例で定めているところもあります。
- ◎2人乗りをしながらの運転 ⇒ ただし、16歳以上の運転者が6歳未満の幼児1人に限り、専用椅子に乗車させるのはOK。
- ◎無灯火（夜ライトをつけない）での運転 ⇒ ライトがきちんと点灯するか、日頃から点検しておきましょう。
- ◎2台以上の並列走行 ⇒ 2台以上が横に並んで運転することは違反になります。

自転車安全利用五則

⇒以前からも自転車の安全利用に関わる“きまり”がありました。日本全国共通のルールになっています。

2007年7月10日
内閣府交通対策本部決定

2015年6月の道路交通法改正と、内容が重なっていますので、あわせて確認をしておいてください。
(別紙にくわしい内容をのせています。)

＊“大阪府自転車条例”で、自転車利用者の“自転車保険”加入が義務化されました！ ＊

日本全国各地で自転車運転に関わる事故が多く発生し、大きな問題になっています。自転車にぶつかったりして事故にあった人が、命を落したり、一生治らないような大けがを負ってしまったりすることがたくさん起きています。運転者の少しの不注意が、人の命に関わるような大きな事故につながることを、日頃から意識しておかなければなりません。もし、そのような事故を起こしてしまったら、被害者やその家族の方は、悲しみ、心も体も傷ついたまま生活していかなければなりません。

運転者にとっても、加害者としてずっと重たい気持ちを背負い続けなければなりません。また、損害賠償（そんがいばいしょう）といった大きな責任がとわれることとなります。みなさんのように運転者が未成年の場合は、保護者の監督（かんとく）不十分ということで、保護者の方も責任がとわれることとなります。いくつかの事例について紹介します。

<事例1>

小学5年生の児童が、坂道を猛スピードで下り、歩いていた60代女性と衝突した。被害者は一生、歩行ができなくなった。 ⇒ 損害賠償 約9500万円

<事例2>

男子高校生が、車道を斜め横断して対向車線で自転車に乗っていた20代男性と衝突した。被害者は一生治らない後遺症が残った。 ⇒ 損害賠償 約9300万円

法律では、事故の責任のとり方の一つとして、加害者が被害者に損害賠償を支払うという手段がとられます。（もちろん、当然のことですが、人の命を傷つけるということに対して、お金を支払えばそれですべてがすむという考え方はちがいます。）

もし、事故を起こしてしまったとき、被害者と加害者がお互いに少しでも困らないようにするために「自転車保険」があります。大阪府では2016年7月より“大阪府自転車条例”で、自転車利用者の「自転車保険」加入が義務化されました。それに伴い、本校でも自転車利用者は必ず自転車保険に加入することをルールにしています。必ず、加入の手続きをすませるようにお願いします。